

令和6年9月

大阪府育英会予約奨学生の募集について

大阪府育英会は毎年9月上旬から10月上旬にかけて予約奨学生を募集します。

大阪府育英会の奨学金は「高等学校等就学支援金制度(国)」や「私立高等学校等授業料支援金補助金制度(大阪府)」だけでは支援・補助しきれない修学費用を貸付という仕組みで支援するものです。(無利子の貸付)

来年4月の高校等進学へ向けて資金面で不安のある方は、今回の予約奨学生募集に応募してください。

申込資格

- ① 令和7年4月にお子さまが高校等へ入学されること
- ② 保護者(お父さま・お母さま 等)が大阪府内に住所を有していること
- ③ 保護者(お父さま・お母さま 等)の所得が当会の所得判定額*未満であること。

※所得判定額については「令和7年度予約奨学生(奨学金)申込みのしおり」をご覧ください。

奨学金の種類 及び 貸付額

- **入学時増額奨学資金** 高校等に入学する前に、入学金等の支払いに充てるため貸付する奨学金
ただし、中等教育学校の後期課程は対象外です。(年収めやす*1 800万円未満)

- ・ **国公立** 10万円以内(通信制課程も同額)
- ・ **私立** 37万円以内(通信制課程は27万円以内)
ただし、タブレット等ICT関連費用の負担がない場合は30万円(通信制課程は20万円)です。

- **奨学資金** 高校等に入学した後に、修学に必要な経費の支払いに充てるため貸付する奨学金

- (1) 進学先が国公立・私立学校とも(年収めやす*1 800万円未満)
『授業料実質負担額*2 + その他教育費10万円』の範囲内で希望する額(1万円単位)
- (2) 進学先が私立学校のみ(年収めやす800万円以上1,000万円未満)
『授業料実質負担額*2』の範囲内で希望する額(1万円単位)24万円を上限

(※1) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の一例です。

(※2) 授業料年額から就学支援金、大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免額を差し引いた保護者の授業料実質負担額をいいます。

令和7年度 予約奨学生 募集の流れ

- **2学期開始時(8月下旬)** 学校からお子さまに予約募集のチラシ(本チラシ)を配付します
申込希望者は、在学する中学校で「予約奨学生申込みのしおり」を受け取ってください
- **予約奨学生申込みのしおりを受け取った後の手続きの流れ**
 - ① 申込書の提出 在学する中学校が決めている提出期限までに中学校に提出してください
 - ② 採否決定通知 12月上旬に在学する中学校を経由してお子さまに通知します
 - ③ 借入書類交付 1月下旬に在学する中学校を経由してお子さまに交付します

予約奨学生募集について不明な点があれば、大阪府育英会採用貸付課までお問い合わせください。



公益財団法人

大阪府育英会

TEL

06-6357-6272(採用貸付課)

業務時間

平日9時～17時30分

大阪府育英会

検索



令和7年度 予約奨学生（奨学金）申込みのしおり



公益財団法人 大阪府育英会

〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号
大阪私学会館2階

業務時間 平日 9:00～17:30

ホームページもご覧ください ➡

大阪府育英会



お問い合わせ先

採用貸付課

TEL 06-6357-6272

FAX 06-6358-3053

（注）電話番号は、おかけ間違いのないようお願いいたします。

1 制度の概要

高等学校等へ進学を希望する生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な方に対し、進学前に奨学金貸付を予約する制度です。

なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子です。

2 奨学金の種類

・入学時増額奨学資金

高等学校等（中等教育学校の後期課程を除く）への入学時に必要な経費の支払いに充てるため、入学前に貸付する学資

・奨学資金

高等学校等の授業料及びその他修学に必要な経費の支払いに充てるため、在学中に貸付する学資

※※ 入学時増額奨学資金の申込みは、今回の募集に限ります ※※

高等学校等への進学に際し経済的な不安を持たれている方は、今回の予約募集で必ずお申込み下さい。
（申込後、借入が必要でなくなった場合は、いつでも辞退できます。）

3 申込資格

1. 令和7年4月に学校教育法による次の学校へ進学を希望する者

（1）高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校

（2）専修学校の高等課程（ただし修業年限1年以上の学科）

注）中等教育学校の後期課程は、「入学時増額奨学資金」の貸付対象外です。

2. 保護者（父母等）が大阪府内に住所を有すること

保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、進学を希望する生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。

保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。

【在留資格】・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者（※）

（※）定住者については、将来日本に永住する意思のない方は、申込資格がありません。

3. 保護者（父母等）について、以下の【算式】により算出された所得判定額が次のとおりであること。

（※令和6年度の住民税課税標準額等による保護者合算の額）

【算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額（※） = 所得判定額

（※）政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額となります。

（*課税標準額、調整控除額の確認方法については、申込書A票の裏面を参考にしてください。）

区 分	進 学 先	所得判定額	年収めやす（※）
入学時増額奨学資金	国公立・私立	251,100円未満	800万円未満
奨学資金	国 公 立	251,100円未満	800万円未満
	私 立	347,100円未満	1,000万円未満

（※）年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。